び「6　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をすること。」を削り、「記名押印」を「記名」に改め、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部改正）

第四十九条　エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第三「　印」を削り、様式第七、様式第九から様式第十四まで、様式第十六及び様式第十八から様式第二十六まで中「　印」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、様式第八及び様式第十七中「　印」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5を同様式備考4とする。

（回路配置利用権等の登録に関する省令の一部改正）

第五十条　回路配置利用権等の登録に関する省令（昭和六十年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二中「㊞」及び「5　代理人によるときは本人の印は不要とする。」を削り、「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式備考6を同様式備考5とし、同様式備考7から同様式備考9までを1ずつ繰り上げ、様式第三中「㊞」を削り、「9まで」を「8まで」に改める。

（航空機工業振興法施行規則の一部改正）

第五十一条　航空機工業振興法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五中「印」及び「5．「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をする。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五十二条　コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第七、様式第八、様式第十一、様式第十三、様式第十四、様式第十五から様式第十七まで、様式第十九、様式第二十、様式第二十三、様式第二十五、様式第二十九、様式第三十一から様式第三十四の三まで、様式第三十四の六、様式第三十四の七及び様式第三十七中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第五中「㊞」「3　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。」及び「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第九及び様式第二十一中「高圧ガス保安協会　　印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十中「指定完成検査機関名　　印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十四の二中「㊞」を削り、「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考4を同様式備考3とし、様式第二十二中「指定保安検査機関名印」を「指定保安検査機関名印」を「（都道府県知事／指定都市の長）」に改める。

（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第五十三条　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四及び様式第五中「㊞」及び「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考6とし、様式第二及び様式第三中「㊞」及び「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とし、様式第六、様式第十二から様式第十四まで及び様式第十六の二中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、様式第七及び様式第十一中「㊞」及び「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考5を同様式備考4とし、様式第十五中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「記名押印」を「記名」に改め、様式第十六及び様式第二十一から様式第二十三まで中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考4を同様式備考3とし、様式第十七中「㊞」及び「7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考8を同様式備考7とし、様式第十八中「㊞」及び「8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考9を同様式備考8とし、様式第二十中「㊞」、「4　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をすること。」及び「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考5を同様式備考4とし、同様式備考7を同様式備考6とする。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第五十四条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条において同じ。」を削る。

第四条第一項中「、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑」を「又は住所若しくは居所」に、「、様式第三又は様式第四」を「又は様式第三」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。

第五条を削る。

第五条の二第一項第四号中「、住所若しくは居所又は印鑑」を「又は住所若しくは居所」に改め、同条を第五条とする。

第六条第一項中「第五条の二第二項」を「前条第二項」に改める。

第十条第五号の二ト中「（印鑑を変更する場合を除く。）」を削り、同条第六十三号中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六十四号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第六十五号中「第四項」を「第三項」に改める。

第十九条第一項第四号中「第五条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、同項第十七号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

第三十四条の二第三十六号中「第五条の二第二項」を「第五条第二項」に改める。

第三十八条第二項を削る。

第六十一条第三項中「第三項」を「第二項」に改め、同条第四項中「第四項」を「第三項」に改める。